物 品 売 買 契 約 書（案）

１　品　　名　　つくば国際会議場　什器等備品更新
２　規格（型式）　別添仕様書のとおり
３　数　　量　　別添仕様書のとおり
４　契約金額　　金　　円（うち消費税及び地方消費税　　円）
５　納入期限　　令和９年３月２３日（火）
６　納入場所　　つくば国際会議場　茨城県つくば市竹園二丁目２０番３号
７　契約保証金　適宜記載

買主　つくば国際会議場マネジメントグループ代表団体株式会社コンベンションリンケージ（以下「甲」という。）と売主＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿（以下「乙」という。）とは、上記物品について、次の条項により売買契約を締結する。

（総則）
第１条　乙は、甲の示す仕様書に基づいて、頭書の納入期限内に、甲に物品を納入しなければならない。
２　乙は、納入すべき物品について品質が明らかではなく、又は特別の指示を受けていないときは、中等以上の品質を有するものを納品しなければならない。
３　乙は、仕様書又は契約条件に明示されていない事項でも、物品の納入に当然必要なものは、甲の指示によらなければならない。
（検査）
第２条　乙は、物品を納入しようとするときは、納品書を提出し、物品について検査を受けなければならない。
２　甲は、前項の規定による納品書を受理したときは、10 日以内に乙の立会いを求めて検査を行わなければならない。
３　検査に要する費用及び検査のために変質し、消耗し、又は損傷した物品の修繕等の費用は、すべて乙の負担とする。
４　乙は、第１項の検査に立ち会わなかったときは、検査の結果につき、異議を申し立てることができないものとする。
（手直し、補強、取替え又は減価納入）
第３条　乙は、納入する物品が不良のため、前条第２項の検査に合格しなかったときは、遅滞なく、これを手直しし、補強し、又は取り替えて検査を受けなければならない。ただし、その不良の程度が軽微で、甲が使用するのに支障がないと認めるときは、甲は、契約金額を相当額減価して、乙に納入させることができる。
（給付の完了）
第４条　甲は、検査に合格した物品につき、その引渡しを受けるものとする。
２　物品お容器、包装等は、特に定める場合を除き、甲に引き渡すものとする。
（危険負担）
第５条　前条第１項の引渡し前に生じた物品の亡失、毀損等の損失は、すべて乙の負担とする。
（瑕疵担保）
第６条　乙は、この契約を履行した日から１年間は、物品に隠れた瑕疵があったときは、これを無償で手直しし、補強し、又は良品と取り替えなければならない。
２　乙は、甲に対して前項に規定する瑕疵により生じた損害を賠償しなければならない。
（権利義務の譲渡禁止）
第７条　乙は、この契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は継承させてはならない。ただし、甲の承認を受けた場合は、この限りではない。
（代金の支払等）
第８条　甲は、この契約に基づく給付の完了を確認した後、乙の適正な支払請求書を受理した日から 30 日以内に契約金額を支払うものとする。

（分納）
第９条　乙は、甲の求めにより物品の数量を分割して納入したときは、甲に既納部分の範囲内において代金を請求することができる。
（契約履行期限の延期）
第 10 条　乙は､天災地変その他やむを得ない理由により契約の履行期限内に物品を納入することが困難になったときは、遅滞なく、その事由及び延期日数等を記載した納入期限延期願を甲に提出しなければならない。
（契約の解除）
第 11 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
(1) 乙の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき又は契約を履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
(2) 法令の規定により、営業に関する許可を取り消され、又は営業の停止を命ぜられたとき。
(3) 乙又はその代理人その他の使用人が検査を妨げたとき。
(4) 乙又はその代理人が、この契約事項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。
(5) 乙が茨城県暴力団排除条例（平成 22 年茨城県条例第 36 号）第２条第１号に規定する暴力団若しくは同条第２号に規定する暴力団員又は暴力団若しくは暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有する者であることが判明したとき。
２　前項の規定により契約を解除したときは、甲は、乙から契約金額又は未履行部分に相当する金額の 100 分の 10 に相当する金額の違約金を徴収することができる。
３　甲は、第１項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、この契約を解除することができる。この場合において、乙に損害が生じたときは、甲は、これを賠償するものとする。
４　甲は、前項の規定によりこの契約を解除したときは、乙の請求により既納部分の代金を支払って当該部分の所有権を取得するものとする。
５　甲は、第１項又は第 3 項の規定により契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により、乙に通知するものとする。
（履行遅延の場合の違約金）
第 12 条　乙は、納入期限内に物品を納入しないときは、契約金額又は未履行部分に相当する金額につき遅延日数に応じて、政府契約の支払遅延防止法等に関する法律第８条第 1 項の規定に基づき財務大臣が銀行の一般貸付利率を勘案して決定する利率を乗じて計算した額を遅延賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が 100 円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。
２　乙は、第 3 条の手直し、補強又は取替えが納入期限後にわたるときは、第１項の規定に基づき遅延賠償を納めなければならない。
３　前２項の遅延賠償徴収日数の計算については、検査に要した日数は、遅延日数に算入しないものとする。
（談合その他不正行為による解除）
第 13 条　甲は、乙が次の各号の一に該当するときは、この契約を解除することができる。
(1)　本契約に関し、乙が私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和 22 年法律第 54 号。以下「独占禁止法」という。）第３条の規定に違反し、又は乙が構成事業者である事業者団体が独占禁止法第８条第 1 項第１号の規定に違反したことにより、公正取引委員会が乙に対し､独占禁止法第７条の２第１項（独占禁止法第８条の３において準用する場合を含む。）の規定に基づく課徴金の納付命令（以下「納付命令」という。）を行い、当該納付命令が確定したとき（確定した当該納付命令が独占禁止法第５１条第２項の規定により取り消された場合を含む。）。
(2)　納付命令又は独占禁止法第７条若しくは第８条の２の規定に基づく排除措置命令（これらの命令が乙又は乙が構成事業者である事業者団体（以下「乙等」という。）に対して行われたときは、乙等に対する命令で確定したものをいい乙等に対して行われていないときは、各名宛人に対する命令すべてが確定した場合における当該命令をいう。次号において「納付命令又は排除措置命令」という。）において、本契約に関し、独占禁止法第３条又は第８条第１

項第１号の規定に違反する行為の実行としての事業活動があったとされたとき。

(3)　納付命令又は排除措置命令により、乙等に独占禁止法第３条又は第８条第１項第１号の規定に違反する行為があったとされた期間及び当該違反する行為の対象となった取引分野が示された場合において、本契約が、当該期間（これらの命令に係る事件について、公正取引委員会が乙に対し納付命令を行い、これが確定したときは、当該納付命令における課徴金の計算の基礎である当該違反する行為の実行期間を除く。）に入札（見積書の提出を含む。）が行われたものであり、かつ、当該取引分野に該当するものであるとき。

(4)　本契約に関し、乙（法人にあっては、その役員又は使用人を含む。）の刑法（明治 40 年法律第 45 号）第９６条の３又は独占禁止法第８９条第１項若しくは第９５条第１項第１号に規定する刑が確定したとき。

２　第 10 条第２項の規定は、前項の規定による契約の解除の場合に準用する。

（損害賠償の予定）

第 14 条　乙は、乙がこの契約に関して第 12 条第１項各号のいずれかに該当したときは、甲の請求に基づき、契約金額の 100 分の 15 に相当する額を違約金（損害賠償の予定）として甲の指定する期間内に支払わなければならない。

２　乙は、第１項の違約金を甲の指定する期間内に支払わないときは、当該期間を経過した日から支払いをした日までの日数に応じ、民法（明治 29 年法律第 89 号）第 404 条の法定利率を乗じて得た額を損害賠償として甲に納めなければならない。この場合において、遅延賠償額が 100 円未満であるときはその全額を切り捨てるものとし、その額に 100 円未満の端数があるときはその端数を切り捨てるものとする。

（暴力団による不当介入があった場合の報告義務）

第 15 条　乙は、組織又は集団の威力を背景に集団的又は常習的に暴力的不法行為を行う恐れのある関係者（暴力団等）から不当介入（不当要求又は納品等への妨害）を受けた場合は、その旨について、甲に対する報告を行わなければならない。

（契約の変更）

第 16 条　甲は、必要があるときは、契約を変更することができる。この場合において、甲及び乙は、協議の上書面により変更すべき事項を定めるものとする。

２　前項の場合において、乙が損害を受けたときは、乙の請求により、甲は、その損害を賠償しなければならない。

（疑義の決定）

第 17 条　この契約に定めのない事項及びこの契約に関し疑義が生じたときは、甲乙協議して定めるものとする。

この契約を証するため、本書２通を作成して甲乙記名押印のうえ、各１通を保有する。

令和　年　月　　日

甲

乙